

子会社株式の業績が悪化した場合 ①

子会社の業績が悪化した場合、種々の会計基準により、様々な処理、もしくはその検討が必要とされています。ここで、今回は子会社の業績が悪化した場合の、親会社側での検討事項を中心に少し論点をまとめさせて頂きました。

子会社の業績が悪くなった時は、まず子会社の単体決算にて、棚卸資産の評価損、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の検討等により、多くの損失が計上される場合があります。そうなった場合、子会社の単体決算において、純資産額が大幅に減少することがあります。

この時、子会社の純資産額が大幅に減少することになるため、当該子会社の株式を所有している親会社側での処理が問題となります。具体的には、次のようなことが検討事項として挙げられます。

- ① 親会社単体決算における、子会社株式の評価
- ② 親会社単体決算における、子会社への各種債権の評価見直し
- ③ 親会社連結決算における、当該子会社に関するのれんの評価見直し

その他にも、子会社の債務超過等について、親会社で当該子会社の損失負担をする場合には、それに係る臨時の引当金を計上するなど様々な影響も考えられます。ただ、今回は上記の①②③に論点を絞って、ご紹介させて頂きたいと思います。

① 親会社単体決算における子会社株式の評価

時価のある子会社株式の場合は、時価の著しい下落の有無をもって、減損処理をするかどうかを判断します。

一方、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式については、決算日までに入手し得る直近の財務諸表等を基礎とした実質価額をもって、実質価額が著しく低下した場合に減損処理を行うこととなります。この点、子会社株式の実質価額については、事業計画等を入手して回復可能性を判定できることもあるため、回復可能性が十分な証拠によって裏づけられる場合には、減損処理をしないことも認められています。ただし、おおむね5年以内に回復すると見込まれる金額を上限とする旨が指針に定められています。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式等について、減損処理を行わない場合であっても、投資勘定に対する評価性引当金として、健全性の観点から投資損失引当金を計上する場合があります。この引当金は、健全性の観点からリスクに備えて、要件を満たした場合に引き当てることができるというものであります。したがって、実質価額が回復可能であるにも係らず引当計上するなど、過度に保守的にならないよう留意が促されています。

次回は、この論点の引き続きとして、上記②以降をご紹介させて頂きたいと思います。

以上